

乙第17号議案

## 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

沖縄県看護師等修学資金貸与条例（昭和47年沖縄県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号キ中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県看護師等修学資金貸与条例の規定は、平成27年1月1日から適用する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

児童福祉法の改正に伴い、修学資金の返還債務の免除に関する規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。